

**第5回登別市総合計画第4期基本計画市民自治推進委員会
都市調和部会 議事録**

●開催日時 : 令和6年11月12日(火) 18時30分~19時30分

●開催場所 : 市役所 第1委員会室

●出席者

部会長	富永史人
副部会長	荒川昌伸
部会員	寺崎健二 工藤保秋 鈴木雄登
庁内検討委員	部会長:田上和彦 副部会長:畠山享利 部会員:中島 崇 船田直也 下山 忠 逢坂義人 小林香里
事務局	企画調整G:近間聡史 服部将大 原田和穂 市民協働G:大内拓海 鳥海秀充 松下英冬

●欠席者

部会員	千葉 茂 西尾拓也
-----	-----------

- ◆議 題 ①協議テーマ「住宅」の振り返りについて
②第4期基本計画の体系図について
協議テーマ:道路

【都市調和部会】

議題1 協議テーマ「住宅」の振り返りについて

(部会長)

本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

それでは、議題(1)「協議テーマ「住宅」の振り返り」についてですが、10月15日に開催されました本部会にて、協議テーマ「住宅」に関する体系図の文言等の設定について協議し、さまざまなお意見をいただきました。

皆様のご意見については、事務局の方で持ち帰り、市の庁内検討委員会で体系図等にどのように落とし込んでいくかなど協議していただいています。

その協議結果について、事務局でまとめているとのことですので、説明をお願いし

ます。

(事務局_企画調整G)

10月15日に開催されました本部会にて、皆さんからいただいた意見等を踏まえた協議結果について、事務局より説明いたします。

体系図の文言についてですが、第2節－施策Ⅱ－基本的な方向1－主要な施策「②ライフステージ・ライフスタイルに応じた住宅供給の誘導」について、優良田園住宅の考え方がそぐわないことから削除するのはどうかという意見がありました。

次に、基本的な方向2「優良な宅地の供給促進」について、「優良」と「良好」という文言があるため統一してはどうかという意見がありました。

次に、主要な施策「①安全で快適な住宅の確保」について、ハード面に限らずソフト面も含めて、例えば、「安全で快適な住宅環境の確保」とするのはどうかという意見がありました。

これらのご意見を踏まえ、庁内検討委員会で協議した結果を関係部署より説明していただきます。

(庁内委員_建築住宅G)

主要な施策「②ライフステージ・ライフスタイルに応じた住宅供給の誘導」については、立地適正化計画を策定し、コンパクトシティを目指すこととしている中、優良田園住宅の考え方はそぐわない等の理由から削除するのはどうかという意見でしたが、庁内検討委員会で協議結果についても同様の意見でしたので、削除することとしています。

次に、基本的な方向2「優良な宅地の供給促進」について「優良」と「良好」という文言があるため統一してはどうかという意見については、文言を「良好」に統一することとしました。なお、国の開発許可制度の運用においても、良好な宅地水準を確保することが役割であることとなっていますので、「良好」という文言が適正であると考えています。

次に、主要な施策「①安全で快適な住宅の確保」について、例えば、「安全で快適な

住宅環境の確保」とするのはどうかという意見については、いただいたご意見を踏まえつつ、登別市営住宅条例においては、「居住環境」という文言を使用しているため、「安全で快適な居住環境の確保」と修正することとします。

(事務局_企画調整G)

続きまして、「主要な施策の考え方」についてですが、第2節－施策II－基本的な方向1－主要な施策「①民間住宅の改善促進」における主要な施策の考え方についてですが、主要な施策の文言を「改善促進」に変更しているため、主要な施策の考え方に記載のある「改善・誘導」を「促進」と変更するのはどうかという意見がありました。

「主要な施策の考え方」の具体的な文案につきましては、市民自治推進委員会の皆さんの協議結果や第3期基本計画策定後の社会情勢の変化、今後10年間の展望を踏まえて、2月以降に市の庁内検討委員会で検討し、策定するものとなります。

そのため、今回お示しするものにつきましては、前回の部会でいただいた皆様のご意見と庁内検討委員会で協議した結果を踏まえ、関係部署でまとめた現時点での考え方の素案となります。

先ほども申し上げたとおり、考え方の最終案をまとめる作業については2月以降に庁内検討委員会で検討し、進めることとなります。

それでは、今回お示ししている主要な施策の考え方の案について、関係部署である建築住宅グループより説明いただきます。

(庁内委員_建築住宅G)

主要な施策の文言を「改善・促進」に変更しているため、主要な施策の考え方に記載のある「改善・誘導」を「促進」と変更するのはどうかという意見については、主要な施策の文言の変更に合わせて、「改善・誘導」を「改善・促進」に変更することとしたいと思います。

(事務局_企画調整G)

次に、主要な施策「②ライフステージ・ライフスタイルに応じた住宅供給の誘導」における主要な施策の考え方についてですが、ライフスタイルの観点で、空き家情報等を有効活用した若年層を誘導する考え方があるのもいいのではないかと、また、この

考え方も含めて主要な施策「①民間住宅の改善促進」に統合するのはどうかという意見がありました。

1つ目のご意見である空き家情報等を活用した若年層の誘導については、住宅の施策ではなく、第6章にある主要な施策「移住・定住の推進」に位置づけることが妥当であると考えています。また、主要な施策「移住・定住の推進」の考え方に空き家情報の提供と記載することについては、今後の庁内検討委員会で協議したいと考えています。

次に2つ目のご意見である統合については、関係部署より説明をお願いします。

(庁内委員_建築住宅G)

空き家対策事業は老朽危険家屋対策として進めていますので、移住・定住を目的とする場合、先ほどご説明のあったとおり第6章で記載することがいいと考えます。

また、ライフステージ・ライフスタイルの考えを「①民間住宅の改善・促進」に含めるはどうかというご意見については、ライフステージ・ライフスタイルが優良田園住宅を強く意識し、打ち出している施策であることから、体系図からの削除に伴い考え方も削除することとします。

(事務局_企画調整G)

次に、基本的な方向2ー主要な施策「①良好な宅地水準の確保」における主要な施策の考え方についてですが、「安全で優良な宅地」がどういう宅地であるかわかるように記載するのはどうかという意見がありました。

ご意見等踏まえた協議の結果について、関係部署である建築住宅Gより説明をお願いします。

(庁内委員_建築住宅G)

都市計画法に基づいたいくつもの技術基準を羅列して説明するよりも、市民には今のままの方がわかりやすいと考え、修正しないこととしました。

なお、主要な施策の考え方の表現については修正しないこととしましたが、主要な施策の文言について「優良」を「良好」に変更しているため、主要な施策の考え方に記載のある「優良」も「良好」に変更することとしたいと思います。

(事務局_企画調整G)

以上で皆さんからいただいた意見等を踏まえた協議結果の説明を終わりになりますが、ご説明しました「主要な施策の考え方」に関する部分については、繰り返しの説明となりますが、現時点での関係部署からの記載案となりますので、具体的な文案につきましては、2月以降の庁内検討委員会でさらに協議を進め、令和7年7月頃に策定しますのでよろしくお願いいたします。

また、2月以降の庁内検討委員会での協議内容につきましては、節目節目に皆さんに情報提供させていただきます。

説明は以上となります。

(部会長)

今、事務局よりご説明がありましたが、質問等ございますでしょうか。

【意見等無し】

議題2 第4期基本計画の体系図について～協議テーマ：道路～

(部会長)

次に、議題(2)「第4期基本計画の体系図」について、本日は「道路」をテーマに協議していくこととなります。

それでは、事務局より本日の協議テーマに関する部分について、説明をお願いします。

(事務局_企画調整G)

事務局より、本日の協議テーマ「道路」に関する部分について、ご説明させていただきます。

第3節「道路交通網の整ったまちをつくる」について、第3期基本計画から変更ありません。

これを実現させるための施策1「総合的な交通網の整備」とあり、第3期基本計画

から変更ありません。さらに、この施策を実現させるための基本的な方向1「道路網の整備・適正な維持管理」とあり、第3期基本計画から変更ありません。

次に、基本的な方向1を進めるための主要な施策についてですが、幹線道路網の計画の見直しを図る「①幹線道路網の計画見直し」、幹線道路の整備・改善に努める「②幹線道路の整備・改善」、生活道路等の整備を図る「③生活道路等の整備・改善」、道路利用者が安全安心に通行できるよう維持管理等を図る「④適正な維持管理」とあり、どれも第3期基本計画から変更ありません。

次に、これら主要な施策の考え方についてですが、主要な施策「①幹線道路網の計画見直し」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、道路交通の円滑化及び緊急時の安全確保のため、幹線道路網の計画の見直しを図ることとしています。

次に、主要な施策「②幹線道路の整備・改善」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、関係機関と調整を図りながら、幹線道路の整備・改善に努めることとしており、具体的な事業につきましては、「道道上登別室蘭線3・4・313東通改良受託事業」が位置づけられています。

次に、主要な施策「③生活道路等の整備・改善」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、地域の実情や必要性に応じ、生活道路等の整備を図るとともに、道路状況を把握し、緊急性の高いところから順次改善を図ることとしており、具体的な事業につきましては「道路台帳整備事業」「市道に関する整備事業」等が位置づけられています。

次に、主要な施策「④適正な維持管理」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、道路利用者が安全に安心して通行できるよう、適正な維持管理に努めるほか、計画的な補修を実施する等、橋梁の長寿命化を図ることとしており、具体的な事業につきましては「冬道対策事業」「橋梁長寿命化事業」等が位置づけられています。

以上で、「道路」に関する体系図の説明を終わりますが、前回の部会でもご説明しましたが、体系図案に参考で記載している「第3期基本計画における主要な施策の考え

方」が、第4期基本計画期間中ではどのようになっていくのか、加えるべきものがあるのではないかなど、議論していただきながら、その過程において体系図の文言を修正したほうがいいのではないかといった議論をしていただければと思います。

以上となります。

(部会長)

ありがとうございます。テーマ「道路」に係る体系図の文言について1つずつ、体系図案に記載されている「第3期基本計画における主要な施策の考え方」を参考としながら協議を進めたいと思います。

また、前回と同様に、第4期基本計画の体系図として位置づけた理由や思いなどを関係部署の職員よりお聞きして議論を進めさせていただきます。

それでは、事務局よりお示しいただいた第4期基本計画の体系図案にあります、第4章―第3節「道路交通網の整ったまちをつくる」を達成するための施策Ⅰ「総合的な交通網の整備」、これを達成するための基本的な方向1「道路網の整備・適正な維持管理」、基本的な方向1を進めるための主要な施策「①幹線道路網の計画見直し」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_都市政策G)

幹線道路は、各地域の主要な地点や施設を結び、道路網の骨格を形成する道路であり、幅員がある程度広く、かつ、比較的交通量の多い道路をいわゆる幹線道路と言われます。

国道36号や道道等が該当し、これらのほとんどが、都市計画法に基づく都市計画道路に指定されています。

道路交通網の整ったまちをつくるという政策の「まちをつくる」という観点から、都市計画道路による交通網は様々なものを輸送するという性質からも非常に重要であると考えています。

これらの路線が最初に都市計画決定された時期が昭和30から40年代であり、当時の道路区域や形態、構造等では令和の時代にそぐわないことも多々あります。

しかしながら、当初の計画を変更することは難しいと考えていますが、必要性があ

る場合には部分的に都市計画を見直しています。

機能的な交通網を維持するという観点や交通網を整備する観点から、かつ道路に関しては、普遍的なものであることから、第3期基本計画から変更等は行わず、第4期基本計画でも継続して位置づけたいと考えています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

先ほど令和の時代にそぐわないという説明がありましたが、具体的にはどのようなことがあるのでしょうか。

(庁内委員_都市政策G)

当初の計画にはありませんでしたが、交通量の関係で幌別や登別温泉にバイパスが完成したりすることがありました。令和に入ってまだ6年であるため、大きな見直しは見えてきていませんが、平成では大きく見直しを行った部分もあり、今後も見直しがあり得るものと捉えています。

(委員)

総合体育館前の道道について、幌別町や中央町まで4車線に整備するという話を過去にお聞きしたことがあります。交通量が増えてきいることや幹線道路であることを踏まえると4車線化することで、まちの発展にも繋がるのではないかと考えますが、今後、4車線化することはないのでしょうか。

(庁内委員_都市政策G)

委員からお話しのあった道道については、自衛隊の敷地がかかってくることから全てを拡幅することは難しいと思います。また、道道であることから北海道も関係するのですが、現在のところは北海道でも拡幅する計画はないものと認識しています。

ただ、交通量や市内の交通網等を総合的に考え、どのような幹線道路の見直しが有効的なものであるか見極めながら、北海道や国と協議していきたいと思います。

(部会長)

市役所新庁舎が建設されると思いますが、新庁舎前の道路の計画も進めているのでしょうか。

(庁内委員_都市政策G)

市役所新庁舎周辺の道路について、幌別中学校方面と工学院寮方面に向かうそれぞれの道路は都市計画道路に位置づけられています。

幌別中学校方面の道路は整備済であることから今後、都市計画道路としての整備は計画していません。工学院寮方面の道路についても、市として現在のところ整備する方針はありません。

(委員)

拡幅する整備には様々な理由があるかと思いますが、今拡幅の整備を進めている道道上登別室蘭線の主たる整備目的は何になるのでしょうか。

(庁内委員_都市政策G)

1番の目的は交通安全のための整備となります。子どもたちが多く住んでいる地域があり、学校の通学路にもなることから、歩道の整備を最優先に考え、進めているところです。

(部会長)

次に、主要な施策「②幹線道路の整備・改善」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_都市政策G)

都市計画道路には、国道や道道も位置づけられており、道路管理者である、北海道開発局等の関係機関と協議を進めつつ、渋滞の緩和や利便性、交通安全等の求められる様々な要因の解消に向けて、引き続き幹線道路の整備・改善が必要不可欠であると考え、第4期基本計画でも同様に位置づけています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

主要な施策「①幹線道路の計画見直し」と主要な施策「②幹線道路の整備・改善」を1つに統合することはどうでしょうか。

(庁内委員_都市政策G)

1つに統合する考え方もありましたが、統合してしまうと整備に重点が置かれてしまい、整備する前段としている計画の見直しも重要であるため、各々を主要な施策の1つとして残していきたいと考えています。

(部会長)

次に、主要な施策「③生活道路等の整備・改善」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_土木・公園G)

生活道路の整備・改善については、毎年、町内会要望等で多くの市民の皆さんの意見を聞くことや職員によるパトロール等により、道路状況を把握しているところです。

今後においても、道路状況を確認しながら順次改善を行ってまいりたいと考えていますが、物価高騰等の影響によって工事がなかなか進まず、要望に答えられていないということが現状です。

しかしながら、第4期基本計画でも引き続き行っていかなければならない施策であることから継続して位置づけています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

生活道路については、地域からの要望が多くあるかと思います。生活道路を整備するスパンについてはどのように考えているのでしょうか。

(庁内委員_土木・公園G)

基本的には舗装の寿命は10年と言われていますが、資金的なことを踏まえると必ずしも10年毎に整備を実施しているわけではありません。道路状況を鑑みながら限界を迎える前に整備することとしています。

(委員)

主要な施策の考え方について、「緊急性の高いところから順次」という記載がありますが、緊急性の高さの基準をどのように決めているのでしょうか。

(庁内委員_土木・公園G)

安全な通行ができるかどうか1つの基準になります。例えば、穴が通行できないほど大きくなることや舗装がなくなり砂利道になってしまっている等は緊急性が高くなります。

(委員)

個別に案件が出てきた場合に、要望の声が大きいところから優先的に順次行うことになるのでしょうか。

(庁内委員_土木・公園G)

様々な地域の町内会から要望が出てきていますが、町内会毎や要望が大きいところから優先順位を付けるのではなく、要望や交通量、道路状況等、総合的に判断した上で、優先度を判断し、順次改善することとしています。

(委員)

総合的に判断して緊急性を評価しているのに、第3期基本計画の主要な施策の考え方の中では、評価していることがわかりにくいように感じたため、思いが伝わるような記載内容に変更すると良いのではないかと思います。

(事務局_企画調整 G)

委員からいただいたご意見については、庁内検討委員会で検討したいと思います。

(委員)

生活道路の維持管理のコスト軽減のために、道路を走行する車の速度を落とす取組は効果があったりするのでしょうか。

(庁内委員_土木・公園 G)

道路が傷む1番の要因は大型車が通過することです。ただ、大型車の交通規制を市が実施することはできません。

また、水道管を工事するために生活道路を切断することとなりますが、切断面から割れてしまい、道路が痛むこともあります。

(部会長)

次に、主要な施策「④適正な維持管理」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_土木・公園 G)

適正な維持管理については、道路維持や除雪には苦慮しているところですが、道路利用者が安心して通行できるようパトロール等を実施しているところではあります。

橋梁については、道路構造物の中で非常に重要な構造物であり、国からも重点的に調査し、維持管理するよう求められているため、計画的に補修を実施し、長寿命化を図っています。

以上のことから第4期基本計画でも継続して実施する必要があることから同様に位置づけています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

主要な施策「③生活道路等の整備・改善」と主要な施策「④適正な維持管理」は意味合いとして重複する部分があるように捉えられますが、主要な施策を分けている理由を教えてください。

(庁内委員_土木・公園 G)

主要な施策「③生活道路等の整備・改善」については、簡易的な舗装をしている道路を整備・改善する。主要な施策「④適正な維持管理」については、橋梁が主ですが、現状を、修理し続けながら長持ちさせるものとなります。

(委員)

橋梁は予防保全という意味合いでしょうか。

(庁内委員_土木・公園 G)

国は予防保全ですが、市としては、全ての橋を点検し、ランク付けをしています。その中で、異常判定がついたものは、落下の可能性がある危険な橋という判定となりますが、本市内には対象となる橋はありません。

異常判定の1つしたの判定が付いている橋を現在修繕し、健全度を上げるようにしています。

修繕等にも費用がかかりますが、新たに橋を架けるより安価であることから、国の交付金を活用しながら維持管理しているところです。

(部会長)

前回の協議テーマであった「住宅」については、主要な施策の考え方の記載内容がわかりやすく印象を受けていましたが、「道路」に関する主要な施策の考え方の記載内容が、簡潔に記載されておりわかりにくい印象を感じました。

戻ってしまいますが、主要な施策「①幹線道路網の計画見直し」の考え方に記載のある「緊急時の安全確保」については、何に対しての安全確保なのでしょう。

(庁内委員_都市政策 G)

災害時等の避難や救急車両に対する安全確保になります。ただ、ご意見いただいたとおりわかりにくい表現であるということであれば庁内検討委員会で検討させてい

ただきたいと思います。

(事務局_企画調整 G)

主要な施策の考え方の記載内容が簡潔的な表現となっているが、もっと市民の方にもわかりやすいような記載にしてはどうかというご意見だと思いますので、庁内検討委員会で協議したいと思います。

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向1「道路網の整備・適正な維持管理」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

道路の路面等の内容ではありませんが、安全管理という視点で、交通ルールに反した自動車を見かけるが、道路標識の設置についてはどのように考えているのでしょうか。

(庁内委員_土木・公園 G)

速度規制等の規制をかける標識の設置は警察が所管となります。市の道路管理者が設置できるものは黄色い標識である警戒標識となります。

(部会長)

次に、施策1「総合的な交通網の整備」、第3節「道路交通網の整ったまちをつくる」の文言についてですが、次回の協議テーマである「公共交通」の協議を踏まえて、ご意見等をいただきたいと考えていますので、次回の都市調和部会で協議させていただきます。本日の議題は以上となりますが、最後に委員の皆さんから何かありませんでしょうか。

【質問等なし】

これで市民自治推進委員会都市調和部会を終了いたします。